

### 特別事業計画の変更の認定について

2026年3月31日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第46条第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構と共同で、主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）に対し、特別事業計画（1月26日認定）の変更の認定を3月18日に申請しておりましたが、本日、同計画について認定をいただきました。

当社としては、原子力事故の被害に遭われた方々の立場に寄り添った賠償を最後のお一人まで貫徹してまいります。

以 上

添付資料：[特別事業計画の変更の概要](#)

参考：[第五次総合特別事業計画（抄）](#)